

令和5年宇治田原町議会運営委員会

令和5年6月1日

午前10時開議

議事日程

日程第1 令和5年第2回（6月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④再開日について
- ⑤常任委員会の日程について
- ⑥予算特別委員会の日程について
- ⑦特別委員会の日程について
- ⑧提出議案について
- ⑨任命同意に係る所信聴取について
- ⑩議事日程（第1号）について
- ⑪陳情書等について
- ⑫行政諸報告について
- ⑬その他

日程第2 宇治田原町議会議員の請負の状況の公表に関する規程について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	1番	山内実貴子	委員
副委員長	3番	馬場 哉	委員
	5番	山本 精	委員
	7番	藤本英樹	委員
	10番	原田周一	委員
	12番	浅田晃弘	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務担当理事	奥谷明君
企画財政課長	中地智之君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	重富康宏君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の委員会は、令和5年第2回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ここで、副町長より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、令和5年第2回の定例会に対しまして議会運営委員会を開いていただきまして、山内委員長、また馬場副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、まずもってどうぞよろしくお願いをいたします。

もう今日から6月1日ということでございますけれども、宇治田原のお茶も一番茶がもう最終期に近づいてきたというようなところでございます。先だっても浅田議長にもご同行いただきまして、茶工場等の激励に回らせていただいたところ、本当に今年もいとお茶が取れたということで、茶農家の皆さん、本当に元気にお茶作りに励んでいただきました。ちょっと今年は量が少ないかなとはおっしゃっていましたが、本当に宇治田原らしい品質のお茶が取れたということで、非常に我々も喜んでいるところでございます。

また、新型コロナウイルスに関連いたしましては、5月8日に第5類感染症のインフルエンザと同じ位置づけにされたということで、それから今日までの間、各種団体の皆さん方が今までいろんな書面でやり取りされていたのが、お互い顔を合わせて、だんだんといろんな事業にも、今までとは様変わりするような状況が見受けられまして、そういったことによって、またひとつの元気が出てきたのではないかなというふうに思っておりますけれども、まだまだコロナのウイルスがなくなったわけではございませんので、感染予防についてはおのおのお願いをしていきたいというふうには思っているところ

でございます。

そうした中、コロナワクチンにつきましても、この5月28日から集団接種をさせていただきますまして、6月はですね、4日、10日、あと24日と、このように集団接種をさせていただきます。これは65歳以上の方と、それと医療従事者あるいは基礎疾患のある方を対象としてさせていただいておりますけれども、5月28日の日曜日には469名の方が接種されました。接種回数は、6回目の方もおられたら5回目の方もおられますので、そして感染予防に励んでいただいております。またこの状況を見ながら、7月にもう一回、集団接種をできる日があればというふうに、今のところ思っているところでございまして、やはりそういった感染防止なりそれぞれの予防というのは非常に大事でございますので、しっかり力を入れて臨んでまいりたいと、このように思っているところでございます。

また、その反面、議員各位にはもう既に周知もさせていただきましたけれども、先日から小学校でインフルエンザのほうは急に今頃にはやってまいりまして、昨日では両小学校で13名の方がインフルエンザにかかっていると、また保育所のほうでは6名の方がインフルエンザにかかっておられるということで、中には、またコロナの方もおられるとは思いますが、インフルエンザがはやる時期は今まででしたら大体1月、2月がメインでしたけれども、こんな時期にインフルエンザが非常に流行しているということで、非常にこれも、しっかりと感染予防しながら、健康管理にはご留意いただいて、子どもたちもやっぱり学校でしっかり勉強していただける、そういう体制が非常に大事なかなというふうに思っているところでございます。

また、全く話は別になりますけれども、私もずっと心配しておりましたけれども、台風2号の関係でございます。台風本体は近畿からは離れるということで、今日は沖縄のほうにいますが、勢力的にはちょっと衰えているということで、近畿には直接影響は出ておりません。ですが、現在梅雨前線が近畿地方を北上するというので、それと併せて台風の影響で、湿った空気が近畿地方と一緒に流れてくるということで、今日の夜から土曜日の朝までの間が非常に大雨になるおそれがあるということです。これから出水時期でもございますので、町といたしましては、住民の皆さんの安心・安全、これを基本に置きながら、そして、常に気象情報にはしっかりと情報収集しながら、いち早く住民の皆さんにお知らせをして、状況によっては避難をしていただく、「命を守る大切さ」、それを基本に置きながら、しっかり台風、また出水時期に入りますので、引き続き、気を緩めることなく対応をしていきたいというふうに思っているところでござい

す。

そういった中、また6月定例会いろいろとお世話になりますけれども、定例会の中では22議案、6報告ございまして、22議案のうち14名の人事案件がお一人ずつの議案書になっておりますので、議案数が多いと、こういうことになっております。また後ほど提案説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

そうした中で、常に私は緊張感を持ちながら、しっかりと対応していくと、これを基本に置いておりますので、委員各位にもいろいろな角度からご指導いただきたいというふうに思います。

最後に、またこれから梅雨のじめじめした時期、また熱中症の心配もしなければならぬ、こういうこともございますので、委員各位におかれては、まずは健康にご留意いただきまして、引き続きそれぞれの立場でご活躍されますよう心からご祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども、議会運営委員会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞお世話になりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程第1、「令和5年第2回（6月）定例会について」を議題といたします。

①署名議員について、事務局からお願いいたします。矢野局長。

○議会事務局長（矢野里志） 改めまして、皆さん、おはようございます。

会議録署名議員の指名でございますが、今定例会につきましては、3番、馬場哉議員、8番、今西利行議員にお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山内実貴子） ただいまありましたとおり、3番、馬場哉議員、8番、今西利行議員といたします。

次に、②会期について。

会期については6月8日から6月22日までの15日間といたします。

次に、③諸報告について。

庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書、宇治田原町建設業協会要望書、

非核・平和施策に関する要望書、  
お手元に配付のとおりでございます。

陳情書・要望書につきましては、後ほど、取扱いについて協議いただきたいと思います  
す。

次に、④再開日について。

13日火曜日午前10時、一般質問、1日目。

14日水曜日午前10時、一般質問、2日目。

22日木曜日午前10時、閉会予定となっております。

次に、⑤常任委員会の日程について。

15日木曜日午前10時、総務建設常任委員会。

16日金曜日午前10時、文教厚生常任委員会であります。

次に、⑥予算特別委員会の日程について。

19日月曜日午前10時。

その他、⑦特別委員会の日程について。

19日月曜日、予算特別委員会終了後、議会活性化特別委員会が予定されております。

この日程で、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 異議なしと認め、この日程で決定いたします。

次に、⑧提出議案について、当局より議案説明をお願いしたいと思います。山下副町  
長。

○副町長(山下康之) それでは、6月定例会において町のほうからお願いをいたします  
議案につきまして、私のほうからご説明のほうさせていただきたいと思います。

冒頭の挨拶で申し上げましたけれども、6月定例会においては22議案、6報告をお願  
いしたいというふうに思っております。

このうち予算関係で補正予算が1件と、それと条例関係で6件、これは全て条例改正  
の6件、それから一般議案が1件、これは財産取得の1件、それと人事関係14件、それ  
と報告事項が6件ございます。そういった内容でお願いするわけでございます。

それでは、1つずつ概要について、私のほうからご説明申し上げます。

まず、議案第26号、令和5年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)についてでご  
ざいます。

今回、補正額としては2,891万5,000円の追加でございます。特に一般会計の関連で申

し上げると、4月にお忙しい中、臨時議会を開催いただきまして、予算関係についてもご審議をいただき、ご可決を賜ったところでございますが、その後に出てまいりました今回、エネルギー・食料品等の物価高騰対策として、令和5年度住民税非課税世帯等に対する緊急支援の給付金を支給するための費用を追加させていただきたいというふうに思っております。それが新規で2,891万5,000円でございます。詳細につきましては後ろに主要事項調書にも上がっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。一般会計の補正予算についてはこれが主要なものでございます。

それから、議案第27号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これについては、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴いまして改正を行うものでございます。内容を申しましたら、森林環境税の導入に伴う個人町民税の賦課徴収方法等の規定整備や、あるいはまた三輪以上で特殊小型原動機付き自転車の種別割の区分を見直す、そういった内容でございます。

それから続きまして、議案第28号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これについては、特定教育、それから保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。内容的には、子ども・子育て支援法の改正による文言修正をするものでございます。

続きまして、議案第29号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これについては、児童福祉法に基づき、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。内容は、利用乳幼児の安全確保を目的に、安全計画の策定等について定めるものでございます。

続きまして、議案第30号、宇治田原町子育て支援医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これについては、医療費の助成対象を拡充し、保護者負担の軽減と子育て環境の整備を図るために、所要の改正を行うものでございます。これについては、以前、議会のほうでもいろいろとご説明を申し上げてきたところでございまして、改正内容は、令和5

年9月診療分から1月あたりの医療費の自己負担額を200円とする助成制度の対象を出生から高校生等までとさせていただきたい、これの条例改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第31号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これについては、贄田・南地区の地区計画の決定に伴いまして、条例別表に贄田・南地区の地区整備区域を追加をさせていただき、そういったものでございます。

続きまして、議案第32号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これについては、児童福祉法に基づき、厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。内容は、利用者の安全確保を目的に、安全計画の策定及び利用者支援の提供を継続的に実施するため、業務継続計画の策定等について定めるものでございます。

続きまして、議案第33号、財産の取得についてでございます。

京田辺市消防署宇治田原分署に配備しております救急車の更新でございます。高規格救急自動車を更新するための財産の取得につき、先日入札を行いまして、株式会社西川商会さんが落札いただきました。そうしたことから、株式会社西川商会から3,410万円で取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得財産の救急車の概要でございますけれども、新しく気道確保用の資機材また呼吸循環管理用資機材等を装備した高規格の救急自動車1台でございます。

続きまして、議案第34号から第47号までの14議案でございますけれども、宇治田原町農業委員会委員の任命についてということで、本年7月19日に任期満了となる宇治田原町農業委員各委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お一人ずつ議案書にさせていただいておりますので、まず、議案第34号の奥村喜美子さんでございます。これは禅定寺の方でございます、JAの推薦ということで、今回農業委員をお願いするのは初めてでございます、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第35号の奥野隆人さん、これは南の方でございますけれども、現在商工会の事務局長をしていただいている方で、商工会のほうからのご推薦で、この方は

引き続き農業委員会委員としてお願いをするものでございます。

続きまして、議案第36号について、浅田豊春さんでございます。この方は奥山田の方でございまして、引き続き農業委員会委員としてお願いをしていきたいというふうに思っております。今は、農業委員会会長職務代理も務めていただいている方でございます。

続きまして、議案第37号、西山隆一さんでございます。この方は立川の方でございまして、今も農業委員会委員としてお務めをいただいております、引き続き農業委員会委員としてお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、議案第38号、堀口正美さんでございます。この方は南の方でございまして、今現在も農業委員を務めていただきまして、引き続き農業委員会委員としてお願いをしていきたいというふうに思っておるところでございます。

続きまして、議案第39号、永井保さんでございます。この方は岩山の方でございまして、今も農業委員会委員として頑張ってもらっております、引き続き、農業委員会委員としてお願いしていきたいというふうに思っております。

それから、議案第40号、辻俊夫さんでございます。この方は奥山田の方でございまして、今も農業委員会委員としてお世話になっておるわけでございますけれども、引き続き、お願いをしていきたいというふうに思っております。

それから、議案第41号、光島政男さん、この方は荒木の方でございまして、今回、初めて農業委員会の委員としてお願いをしていきたいというふうに思っております。元宇治田原町の職員さんでございます。

それから続きまして、議案第42号、下岡清富さんでございます。立川の方でございまして。この方は、初めて農業委員会の委員としてお願いをしていきたい方に思っております。特に、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画という、そういった方でございまして、ふさわしいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第43号、田川春樹さんでございます。この方は南の方でございまして、お願いをしていきたいというふうに思っております。現在、老中水利組合の副組合長をされているというように聞いております。

それから議案第44号、中辻政隆さん、この方は禅定寺の方でございまして、今回、初めて農業委員会の委員をお願いするわけでございますが、それまでは農業委員会農地利用最適化推進委員を務めていただいている方でございますので、今後、農業委員としてお願いしていきたいというふうに思っております。

それから議案第45号、藤田利治さん、湯屋谷の方でございまして。委員として頑張っ

いただいております、引き続き、農業委員としてお願いをしていきたいというふうに思っております。

それから次に、議案第46号、山岡清一さんでございます。この方は南の方でございます。今も農業委員会委員として活躍いただいている方で、引き続きをお願いしたいというふうに思っております。

それから議案第47号、奥田 栞さんでございます。贅田の方でございます、今現在も宇治田原町農業委員会委員として活躍いただいております、引き続き、農業委員としてお願いしたいというふうに思っております。

以上14名、どうぞよろしく願いしていきたいと思っております。

続きまして、議案のほうは以上47号まででございます。次から報告事項ということで、まず報告第2号でございます。

報告第2号は、令和4年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書についてということで、令和4年度宇治田原町一般会計補正予算にて繰越明許費の設定を行った宇治田原山手線整備事業費、新市街地都市公園整備事業費などに係る繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会のほうにご報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第3号でございます。令和4年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

令和4年度宇治田原町水道事業会計で繰り越した配水管施設等の設置事業などに係ります水道事業会計予算繰越計算書を調製し、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、議会のほうにご報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第4号、令和4年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

これも令和4年度宇治田原町下水道事業会計で繰り越した公共下水道管渠整備事業費に係る下水道事業会計予算繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会のほうにご報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第5号、都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の一部変更に係る専決処分についてでございます。

令和5年第1回定例会で可決された当該協定について、協定金額に変更が生じたことから、地方自治法第180条第1項に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第6号でございます。

令和4年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてでございます。

地方自治法第221条第3項の法人である城南土地開発公社について、同法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第7号、令和5年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてでございます。

これも地方自治法第221条第3項の法人である城南土地開発公社について、同法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するものでございます。

以上がこの6月定例会でお世話になります22議案、6報告でございます。

以上のほうで説明のほう終わらせていただきます。どうぞご審議を賜りまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、以上で提出議案について終わります。

次に、⑨任命同意に係る所信聴取についてお諮りいたします。申合せ事項であります任命同意に係る人事案件の所信についての聴取の有無については、議会運営委員会において、協議・決定することとなっておりますが、前回は農業委員会委員については招致を行っていないことから、今回についても行わないこととしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。今回の農業委員会委員の任命については、所信聴取を行わないことに決定いたします。

次に、⑩議事日程（第1号）について、事務局から説明を願います。矢野局長。

○議会事務局長（矢野里志） それでは、私のほうから、お手元に配付をさせていただいております令和5年第2回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

令和5年6月8日木曜日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げます。

たように、3番、馬場哉議員、8番、今西利行議員にお願いをさせていただき予定としております。

次に、日程第2、会期の決定でございますが、これにつきましても、先ほど委員長の方からご確認をいただきました6月8日から6月22日までの15日間とさせていただきたく思っております。

次に、日程第3、諸報告でございますが、先ほどご説明いただきましたように、陳情書2件、要望書2件がございますので、後ほどご協議いただければと思っております。

その後、町長のほうから開会のご挨拶が入る予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、日程第4から日程第9まで、報告第2号から報告第7号まででございますが、一括議題という形で、町長より一括の報告をしていただく予定としております。報告案件になりますので、報告のみという形で対応したいというふうに思います。

次に、日程第10から日程第23まで、議案第34号から議案第47号までの農業委員会委員の任命の14議案につきましては、一括提案を予定させていただいております。

なお、農業委員会委員の任命についての14議案につきましては、本会議散会后、委員会室におきまして全員協議会を開催し、詳細説明をいただく予定としております。

質疑、討論、採決は最終日に予定をしております。また、全員協議会において確認をさせていただくこととなりますが、最終日の採決の仕方につきましては、3年前と同様、反対者が全くないと認められるような場合は、一括採決もあり得るというふうにされておりますので、反対者が全くないと認められれば、一括採決を行いたいというふうに考えております。

次に、日程第24から日程第31までの条例改正6件、一般議案1件、補正予算1件の8議案につきましては、一括議題を予定させていただいております。なお、この8議案につきましては、お手元のほうに、付託議案一覧をお配りさせていただいておりますが、議案第27号及び議案第31号並びに議案第33号の3議案は総務建設常任委員会へ、議案第28号から議案第30号まで及び議案第32号の4議案は文教厚生常任委員会へ、議案第26号の一般会計補正予算につきましては予算特別委員会に付託を予定しております。いずれにつきましても付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

議事日程（第1号）につきましても説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、議事日程（第1号）について終わります。

次に、⑪陳情書等について、お手元に配付いたしております陳情書2件、要望書2件の受付をしております。

陳情書1つ目、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書であります。

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっていることから、宇治田原町役場においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを今一度明確にすると共に、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消していただきたい。とのことから、5項目の陳情となっております。

どのように対応すればいいかご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 議場配付でいいかなと思います。

○委員長（山内実貴子） 議場配付との意見がありますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） それでは、8日に議場配付することにいたしたいと思います。

次に、国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書です。

2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まる予定であり、この制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。中小零細事業者にとって消費税は現在、価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。これらのことから、国に対し、インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書の採択・送付を求める陳情書となっております。

どのように対応すればよいか、ご検討を願いたいと思います。いかがでしょうか。藤本委員。

○委員（藤本英樹） こちらも議場配付でいいかなと思います。

○委員長（山内実貴子） 議場配付とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） それでは、8日に議場配付といたします。

次に、宇治田原町建設業協会からの要望書についてです。本町の入札・契約制度について、（1）急激な工事材料価格高騰に伴う請負契約変更、（2）町内建設業者の存続と成長・育成、（3）電子入札制度の充実と適正な運用、（4）最低制限価格の設定と公開についての要望書となっております。

どのように対応すればよいか、ご検討願いたいと思います。いかがでしょうか。藤本委員。

○委員（藤本英樹） こちらも議場配付でいいかなと思います。

○委員長（山内実貴子） 議場配付とのご意見がございますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） それでは、8日に議場配付といたしたいと思います。

次に、非核・平和施策に関する要望書です。

核兵器の廃絶等、毎年提出されているものであり、議場配布としております。どのように対応すればよいか、ご検討願いたいと思います。ご意見ございませんか。藤本委員。

○委員（藤本英樹） こちらも議場配付でいいかなと思います。

○委員長（山内実貴子） 議場配付とのご意見が出ております。8日に議場配付することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） それでは、8日に議場配付といたします。

次に、⑫行政諸報告について。奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 行政諸報告に関しましてでございますが、8日の開会日の散会后、また、最終日の22日の閉会后、いずれの日程におきましても、現時点では行政側から議会へ報告させていただく報告案件等はないところでございます。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 6月定例会における行政諸報告は、報告案件なしということで。開会日は人事議案がありますので、全員協議会は開催いたしますが、閉会日は開催の必要がございません。

今後何かあれば、22日の閉会後の全員協議会は対応したいと思いますので、よろしくお願ひします。

⑬その他、一般質問についてです。

一般質問の受付は、明日6月2日金曜日午前8時半から5日月曜日午後5時となっております。抽選につきましては5日月曜日とし、城南衛生管理組合臨時議会が開催されますことから、午前8時45分に行います。

また、一般質問のY o u T u b e録画配信について、現在は一方向のカメラからしか撮影できませんでしたが、6月定例会から反対側のカメラ、子育て支援課長側になりますが、でも撮影できるよう設定を変更するため、午前と午後で撮影の位置が変わることとなりますので、ご了承願ひたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対応について。奥谷理事、お願ひします。

○総務担当理事（奥谷 明） 私のほうから、今後の行政側の新型コロナウイルス対策に関する状況を申し上げたいと存じます。

まず、皆様ご承知のとおり、5月8日から国におけます感染法上の位置づけが第5類相当に位置づけられたというようなことで、京都府におかれましても、5月8日付で新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止を決定されたところでございます。これらを受けまして、本町におきましても、同日5月8日付で町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を廃止させていただいたところでございます。

こうした状況を受けまして、それぞれの位置づけ変更後の基本的な感染対策等につきましてご報告申し上げたいと思いますけれども、基本的な考え方といたしまして、マスクの着用や手洗い等の衛生及び換気等につきましては、基本的には、それぞれ各個人ですとか、各所属のご判断に委ねることを基本といたします。例えばマスクですと、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスク着用を推奨します。また、手洗い等につきましても、これも一律に求めることはいたしません。しかし、引き続き有効なものであるという基本的な考え方の下に、例えば入場時の検温につきましては、例えば役場庁舎入り口等の検温器につきましても、当面の間、設置を継続したいと考えております。また、入り口での消毒液の設置につきましても、手指消毒を町として一律に求めることはいたしませんけれども、引き続き設置は継続させていただきます。

あと、パーティションの設置でございますが、これも当面の間、設置を継続したいと考えております。ただ、これも町として一律に求めるということはいたしません。各課

の判断で撤去する場合は適切に保管するというような形で、行政内の統一を図っておりますので、このような状況であるということをご報告させていただきますとともに、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） ただいまの町の対応も勘案する中で、6月定例会については、議場内のアクリル板の撤去、発言席、質問席の消毒は廃止、マスクや手指消毒については、個人判断に委ね、換気対策は引き続き行うこととしたいと思いますが、ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） それでは、6月定例会からは、議場内のアクリル板の撤去、発言席、質問席の消毒は廃止し、マスクや手指消毒については個人判断に委ね、換気対策は引き続き行うこととしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、夏のエコスタイルについて申し上げます。

議場、委員会室等において、暑さをしのぎやすいノーネクタイ・ノー上着などの軽装、クールビズを励行することとし、実施期間については、執行部側の対応に準ずることとする。5月1日から10月31日としたいと思います。議員バッジは、上着を着用しない場合はつけなくてよいこととします。

以上の内容ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、6月定例会におけるはっぴの着用について。副町長お願いします。

○副町長（山下康之） 私のほうからお願いをしていきたいと思ひます。

3月定例会におきまして、議会のほうから、「お茶のまち宇治田原」を議会ももっと応援していこうと、そういったようなお声をいただく中で、はっぴを着て本会議進行をお願いできないかということで、3月定例会の中で議会運営委員会で協議をいただきまして、そしてまた議場という神聖な場の中で、議長のほうからも、「これは非常に大事だ」という答申もいただく中で、今、まさにお茶の時期でございますので、早速、製作に取りかかりまして、ようやく出来上がってまいりました。この6月定例会、はっぴを着て議会のほうに臨むということをお願いしていきたいというふうに思っております。

今お許しをいただきまして、はっぴを持ってまいりましたので、見ていただきたく思ひます。

これは、以前のはっぴでございまして、前面衿には「宇治田原町」というふうに入っております。背面には、「日本緑茶発祥の地 宇治田原町 茶」と、こういうふうにな

っております。これが新しくできたはっぴでございまして、前面衿のほうは宇治田原町のマスコット茶ッピーを両サイドに入れまして、正面を向いているようにいたしまして、そして片方のほうには「日本緑茶発祥の地」、もう一つのほうには「宇治田原町」と、こういうふうに入字を入れさせていただきますまして、そして、背面中央には一番上から「京都」という文字を入れまして、そして「宇治田原町」、そして「日本緑茶発祥の地」、そして「茶」ということですけれども、これは、茶の字の下が宇治田原町の地図になっておりまして、これがいわゆる「ハートのまち宇治田原」と、こういうこともありまして、宇治田原町の地図を入れまして、新調いたしました。できましたら、この風合いを楽しみにしていただいて、そしてこの上で着ていただいて、そしてまた、議員各位にも啓発に努めていただけるとありがたいというふうに思っております。

これは、前面から見たら、茶ッピーがかわいらしく写っておりますし、また、背面を向けますと、京都というのと宇治田原町の地図に茶というマークが入りましたので、これで6月定例会をお願いしていきたいというふうに思っております。

続きまして、このはっぴでございましてけれども、議員各位にも貸与させていただきます。そして、できましたら6月定例会の開会日、1日この議場の中でこのはっぴを着て、啓発いただけないかなというふうに思っております。

ついでには、その日に宇治田原町にお越しの方も、1階の職員もそれに併せてはっぴを着て、そして来られる方に自分で飲んでいただけるように、新茶の水出しでその日はおもてなしをさせていただきたいというふうに思っております。

つきましては、今後は我々の考えとしては、6月定例会の初日の開会日のみ着用いただきます、これが毎年6月定例会の開会日には、議会のほうも町もはっぴを着て、そしてお茶のまちを盛り立てようと、このような位置づけをお願いしていきたいと思っております。

そういう面では、議員各位にもこれを配付させていただきます、貸与ということで、おのおので管理をいただきまして、今後、議員からも茶業振興大会とか、あるいはまたお茶のふるさとまつりとか、そういうときにも着ていったら、なおPRできないかというようにお聞きもいたしておりましたので、今後また議員各位におかれては、宇治田原町内のお茶に関わる、そういったにぎわいのあるところにもご自由に着用いただいて、そして啓発いただいたら非常にありがたいと思っておりますので、今後、議員各位において管理をいただきましたら非常に光栄かと存じておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。まず、はっぴが出来上がったことと、それと6月定例会開会日には、

このはっぴを着てお茶のまちを盛り上げていこうと、こういった取組にもご協力、そしてご許可いただけますようによろしくお願い申し上げまして、私のほうから、定例会におけるはっぴの着用についての説明ということにさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

執行部の対応に合わせ、6月8日の定例会開会日は議員も議場でのはっぴ着用を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。原田委員。

○委員（原田周一） 今、副町長の説明で、6月定例会の開会日、これは非常にいいと思うんです。できたら、年に4回定例会あるわけですから、本会議の開会日に全て着たらどうなんやろうということと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 今、原田委員から、非常にお茶のまちを盛り上げていこうという意味でご提案をいただいたところございまして、それは、今もおっしゃったように、今だけの時期だけではなく、年中通じて宇治田原はお茶のまちだと、こういうPRは非常に大事でございますので、その辺はまた議会の中で、議員各位がそうしたご了承なり、また議場のことですので、議長の許可もいただけるようでしたら、町としても定例会ごとの開会日のみにはっぴを着るということは可能だと思います。今は特に茶の時期でしたので、私のほうからそういったようなご提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 原田委員。

○委員（原田周一） 議会のほうで、これからまた議会運営委員会とか全員協議会で協議されるとは思うんですけれども、議会のほうで、もし全定例会の開会日に着るということになれば、執行部側も協力するという確認だけしておきたいと思うんですけれども、それでよろしいですか。

○委員長（山内実貴子） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 今おっしゃったように、議会の中で皆さんがそういう方向でいこうということでしたら、PRするには限りがございますので、町といたしましてもしっかりと対応させてもらいたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 議長。

○議長（浅田晃弘） はっぴの着用についてですけれども、3月定例会のときにも話していたように、議場での着用は許可するというお話させていただいていました。また今、原田委員からあった提案につきましても、議場内着用については、許可をいたします。

ただ、議会運営についてですので、議会運営委員の皆さん方で決めていただいて、そして、着る、着ないは議員各自の判断でございますので、着用日やでということで、無理矢理、嫌々は着てもらう必要はないと思います。賛同される議員さんだけでええかなとは私自身は思うています。強要はなしという意味で、着用してもいいよということで許可を出していきたいとは思っていますので、よろしくをお願いします。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。ほかにご意見はありませんか。馬場副委員長。

○副委員長（馬場 哉） 全員協議会ですね。

（「議員協議会」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） それでは、この件は、議場での着用は許可が下りていますことから、また今後のことに関しては、議員協議会等で話し合っていきたいと思えます。

それでは、今後の予定でございますが、6月21日水曜日午前10時から議会運営委員会を開催予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

その他、6月定例会について何かございませんか。奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） それでは、私のほうから1点お願いを申し上げたいと思えます。

ただいまこの議会運営委員会におきまして、6月定例会における諸日程等取り決めいただいたところでございますけれども、実は、この日程中の6月15日木曜日10時から総務建設常任委員会を開催いただくということにつきまして、1点お願いがございます。と申しますのは、同じくこの日午前10時から全国一斉に緊急地震速報訓練、いわゆるJアラート訓練が行われます。予定といたしましては、10時の二、三分前に館内放送を入れさせていただきまして、10時から訓練がありますということをお願いした後、実際に10時になりましたらIP告知システムを通じまして、「緊急地震速報、大地震です」というようなアナウンスが流れます。そして続きまして、1分間程度のシェイクアウト訓練をお願い申し上げたいということで、事前にアナウンスで申し上げたいと思えますが、議会のほうにおかれましてもご理解賜りたく、何とぞご協力、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

6月15日、全国の訓練ということで、Jアラート訓練があります。また総務建設常任委員会のほうでも協力していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、以上で、定例会については、これで終了いたします。

日程第2、「宇治田原町議会議員の請負の状況の公表に関する規程について」を議題といたします。矢野局長。

○議会事務局長（矢野里志） そうしましたら、日程第2、宇治田原町議会議員の請負の状況の公表に関する規程についてということで、ご説明させていただきます。

資料につきましては、クリップ止めで止めております公表に関する規程概要、A4、1枚ものでございます。その後ろに、公表に関する規程の案、A4の1枚ものがございます。その後ろに参考としまして、規程の実施要綱（案）、2枚つけさせていただいて、これはクリップ止めで止めさせていただいているものがございます。その後ろに、全国町村議会議長会作成の請負禁止の緩和に関する概要資料ということで、3枚ものの横の資料をつけさせていただいております。5点目に、公表に関する条例例及び条例施行規程例、条文解説、これはA4の4枚もの、一番最後に条文解釈の一覧、2枚ものの合計6種類、資料をつけさせていただいております。

まず最初に、こちらにあります請負禁止の緩和に関する概要の資料、これをちょっとご覧いただきたいと思います。

皆さん新聞報道等でご承知のことというふうに思いますが、昨年12月に地方自治法が改正をされまして、今まで禁止されておりました議員個人と町との請負、これが緩和されまして、令和5年3月1日からは、年間300万円までは可能というふうになったところです。この請負禁止の緩和につきましては、議員のなり手不足解消のため、議員立法により改正をされたものでございます。

1ページ目の右側につきましては、改正前の現状と課題ということで、議員個人と町の請負は金額の多寡に関係なく一律に禁止されておりました。

2ページ目をご覧いただきたいと思います。

2ページ目には、この間の地方自治法改正の動きが記載されております。

その下3ページには、国会の衆議院・参議院の各総務委員会で決議された内容がありまして、それを受けた地方自治法の施行通知では、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、例えば条例等の定めるところにより、請負金額の総額や請負の概要を議長に報告し、その内容を議長が公表するなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であるというふうにされたところでございます。

このような経過の中、次のページにありますように、全国議長会のほうが公表に関する条例の例、また条例の施行規程の例のほうを作成をされております。

資料の一番最初、クリップで止めさせていただいた資料に戻っていただきたいというふうに思います。

これを基に、宇治田原町議会議員の請負の状況の公表に関する規程というものを作成をしております。まず、概要のほうで説明をさせていただきます。全国会のほうでは、この公表の手続きを条例というふうに示しておりますが、条例以外の規程とか要綱でも可能とされておまして、議会によりましては、既存の政治倫理条例等に規定されるということも想定をされます。

本町には政治倫理条例がありませんので、例規として整備をする形となりますが、条例ということになれば議決案件になりますが、この内容自体が手続的な規定であることですか、報告自体が議員さんに限定をされることから、条例でなく規程という形で作りたいというふうに思います。なお、府内の町村議会では、大半の議会が条例ではなく規程で作成をするというふうに聞いているところでございます。

規程の趣旨と目的のほうは省略させていただきまして、第2条ですけれども、第2条では、町と請負をした議員は、会計年度1年間の状況を、翌年度の6月中に議長へ報告することとしております。例えば令和5年度に議員さんと町の請負が300万円未満になりますが、そういう請負があった場合は、翌年度の令和6年の6月中に議長に報告をするというものが第2条になります。

第3条では、議長は議員からの報告を受けて、一覧を作成し、議長が公表するということが第3条になっております。

第4条では、議長は報告書を5年間保管するとともに、何人も閲覧または写しの交付を請求可能としております。

この保存期間の5年につきましては、議員任期が4年であること、また、公文書の保存期限の単位が1年、3年、5年、10年、永年となっておりますことから、5年とする

ものでございます。

第5条では、規程の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを定めるものでございます。

4番、施行期日については、公布の日、予定としましては令和5年7月1日を予定しております。令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から、遡及適用するものでございます。

次のページをめくっていただきまして、規程の案をご覧いただきたいというふうに思っています。

全国会が示しました条例例を変更している部分を赤字で示させていただいております。ここでは主に、全国会では条例で作っておるんですが、本町議会のほうでは規程というふうにこれを置き換えております。

次のページの規程実施要綱案ご覧いただきたいと思います。

こちら変更箇所を赤字としておりますが、ここも先ほどと同じく条例を規程というふうに置き換えております。ただ、追加といたしまして、第5条第2項のところに、写しの作成に要する費用の自己負担のほうを規定しております。これは住民さんなりがそのコピーを欲しいと言われたときに、その金額をここで定めるものでございます。

次のページからは様式となります。

また、後ろに資料といたしまして、全国議長会のほうが作成しました条例例ですとか、施行規程の例の条文解説、また条文解釈の一覧を添付しておりますので、参考にご覧いただければというふうに思っています。

なお、この規程内容につきましては、議会運営委員会のご了解が得られましたら、6月8日の定例会の全員協議会終了後、議員協議会を開催をしまして、全議員さんにご説明をさせていただきまして、規程ということですので、議長の決裁を経て、7月1日からの施行を予定しているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 今ありましたとおり、この件につきましては、開会日の全員協議会終了後に議員協議会を開催し報告したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

何か質疑ありますか。ありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、先ほど申しましたとおり、開会日の全員協議会終了後に議員協議会を開催し、報告したいと思っております。よろしくお願いいたします。

日程第3、「その他」、何かございましたら、ご発言願います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 当局何か、ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 事務局何か、ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) それでは、これをもちまして、第2回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

閉 会 午前11時03分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長            山   内   実   貴   子